

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<新着情報・重要なお知らせ>

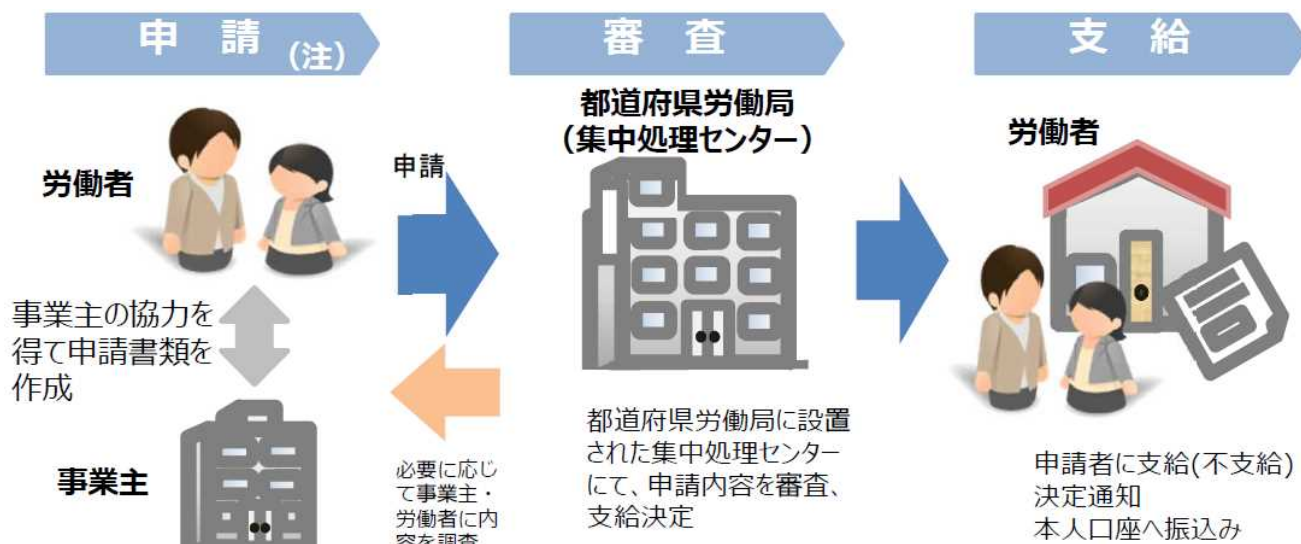
1.新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- ① 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
 - ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方
- ※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

申請の流れ



(注)

- ・ 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所別の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- ・ 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- ・ 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、その関係者が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求めると、その名称等を公表することがあります。

お問い合わせ

- 給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>
- お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話0120-221-276 (月～金8:30～20:00 / 土日祝8:30～17:15)

2. ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において 「オール千葉で新型コロナウイルスに打ち克つ公労使共同宣言」を採択しました

千葉労働局では、令和2年7月21日に、令和2年度第1回「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議（※）」を開催し、「オール千葉で新型コロナウイルスに打ち克つ公労使共同宣言」を全会一致で採択しました。

新型コロナウイルス感染症との長期戦が余儀なくされる中、今回の共同宣言を機会に、雇用の維持と経済活動の回復、「新たな生活様式」に対応した誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた取組について、広く発信してまいります。



オール千葉で新型コロナウイルスに打ち克つ公労使共同宣言 ～雇用維持・経済回復に向けて～

本県においては、昨年発生した一連の台風等の災害からの復旧・復興が進んでいる最中(さなか)に、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が急速に縮小するなど、事業の継続や雇用の維持が危ぶまれている。緊急事態宣言は解除されたものの、県民のいのち、雇用、生活を守るため、「感染拡大防止」と「社会経済活動」の両立を目指すことが強く求められている。

一方で、生産年齢人口の急激な減少をはじめ、長時間労働などを前提とした勤務形態の見直しや同一労働同一賃金の適用を含む働き方改革関連法の施行など、雇用を取り巻く環境は劇的な変化の渦中にある。

こうした中、公労使会議の各構成機関はそれぞれの立場で連携し、雇用の維持・確保と経済活動の回復に、全力で取り組んでいるところである。

今後、新型コロナウイルス感染症との長期戦が見込まれる中、「社会経済活動の回復」を早期に実現させるためには、これまで以上に連携し、様々な対策に取り組むことが重要である。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症に打ち克ち、元気な千葉県となるよう、互いに協力し合い、下記のとおり、オール千葉で取り組むことを宣言する。

記

1 雇用の維持及び生活を支えるための取組

(1) 公労使は、企業の事業継続、雇用維持、労働者の生活の安定を支援するため、雇用調整助成金をはじめとした助成金制度や各種融資制度、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等について、最大限に制度が活用されるよう周知広報を行うとともに、専門家支援を含め申請しやすい環境整備に努める。行政は、各種支援制度にかかる支給事務を迅速に行う。

- (2) 公労使は、経営環境の変化の中で、安易に労働条件の変更や雇用調整が行われることのないよう、労働関係法令の周知・徹底を図るとともに、事業主や労働者のための相談体制を整備し、必要な対応を行う。
- (3) 公労使は、妊娠中の女性のほか、重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患を有する労働者に十分配慮するとともに、労働者の働く環境を守るための制度や支援策について、県内の事業者、県民に周知を図る。
- (4) 公労使は、一時的に雇用過剰となった労働者の雇用を守るため、人手不足等の企業間との雇用シェアなど、支援に関する情報を広く発信する。
- (5) 公労使は、感染者やその家族の方々、また医療関係者や感染症対策に携わったの方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、県内の事業者、県民に周知を図る。

2 企業を支援、回復を加速するための取組

- (1) 経済の回復を加速するため、行政は、企業の資金繰りのための融資、社会経済回復のための事業、「新しい生活様式」に対応するための助成金などの支援により、企業の経済活動を後押しする。
- (2) 公労使は、テレワーク普及など、新型コロナウイルスをきっかけとした新たな動きを含めて働き方の見直しを加速させ、誰もが働きやすい魅力ある職場づくりを推進する。
- (3) 公労使は、サプライチェーン全体の取引適正化に向けて、令和元年11月1日付けの公労使会議の提言「千葉県における働き方改革の推進に向けた「しわ寄せ」の防止について」を、改めて県内の事業者、県民に周知するとともに、経営環境悪化につながるしわ寄せを防止する。

3 知恵と情報をつなげるための取組

公労使会議の各構成機関は、それぞれの立場で企業、労働者、求職者の状況を把握し、必要な情報を共有するとともに、問題解決のための知恵を出し合い、有益な情報が県内に居住するすべての県民や県内企業に伝わるよう積極的な提供に努める。

令和2年7月21日

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

千葉県	千葉県	千葉県	(一社)千葉県経営者協会	千葉県	千葉県
千葉市	千葉市	千葉市	千葉県中小企業団体中央会	千葉県	千葉県
千葉県市長会	千葉県市長会	千葉県市長会	(一社)千葉県商工会議所連合会	千葉県	千葉県
千葉県町村会	千葉県町村会	千葉県町村会	千葉県商工会連合会	千葉県	千葉県
関東経済産業局	関東経済産業局	関東経済産業局	日本労働組合総連合会千葉県連合会	千葉県	千葉県
千葉労働局	千葉労働局	千葉労働局	(株)千葉銀行	千葉県	千葉県
			千葉信用金庫	千葉県	千葉県

(参考) 令和元年11月1日付け公労使会議の提言

令和元年11月1日

千葉県における働き方改革の推進に向けた「しわ寄せ」の防止について(提言)

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

働き方改革関連法に基づき、罰則付きの時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が順次施行されている。こうした中、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要である。

「働き方改革の推進」と「取引適正化」は両立する課題であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止により、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現していく必要がある。

このため、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議においては、千葉県内のすべての企業において、時間外労働の上限規制が順守できる環境を整えられるよう、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど「しわ寄せ」を防止することを目的に、他社との取引において取り組むべき事項について以下のとおり提言する。

1. 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図る。
2. 発注内容の頻繁な変更をできるだけ抑制する。
3. 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図る。

※ 「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」

千葉県における雇用の質の向上を図るとともに、これを地方創生や県内経済の好循環にもつなげるため、働き方改革による仕事と生活の調和、非正規雇用労働者の処遇改善及び職場における女性の活躍等の推進に向けて、関係者が連携して取り組むことを目的として設置。

担当：雇用環境均等室 企画担当 電話：043-306-1860

3. 若年雇用促進法に基づく

優良企業の認定（ユースエール認定）を行いました

若年雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」として、今年度第1号の認定を行いました。

ユースエール認定制度は、平成27年10月1日施行の若者雇用促進法によって創設された、**若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業**が、都道府県労働局への申請により、認定を受けることができます。認定企業は、認定マークを広告、商品、求人広告などに使用でき、優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

また、労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援、助成金の加算措置などを受けることができます。

認定企業の紹介

認定企業名：社会福祉法人清規会（東金市）
認定日：令和2年6月24日
業種：老人福祉・介護事業
常時雇用労働者：90人（申請日時点）



	主な認定要件	認定企業の実績
1	直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の高離職率が20%以下であること	高離職率 0%
2	前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間（※1）が20時間以下かつ、月平均の法定外労働時間（※2）60時間以上の正社員が1人もいないこと	月平均所定外労働時間 8.3時間 、60時間以上の 該当者なし
3	前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上であること	年平均取得日数 12日

（※1）所定外労働時間：就業規則等で定められた所定内労働時間を超えた労働時間

（※2）法定外労働時間：1週40時間、1日8時間を超えた労働時間

担当：職業安定課職業紹介係 若年担当（田中） 電話：043-221-4081

8月 出張相談会を開催します

相談内容

- ・雇用調整助成金の申請についてアドバイス
- ・働き方改革についてアドバイス

予約不要・相談無料・秘密厳守

ハローワーク千葉 開催時間 9:00～17:00

3(月)、5(水)、7(金)、12(水)、14(金)、17(月)、19(水)、21(金)、24(月)、26(水)、
28(金)、31(月)

ハローワーク市川 開催時間 9:00～17:00

12(水)及び土日祝日を除く毎日

ハローワーク銚子 開催時間 10:00～16:00 (予約優先※)

4(火)、6(木)、7(金)、11(火)、13(木)、14(金)、18(火)、20(木)、21(金)、25(火)、
27(木)、28(金) ※予約番号0479-22-7406 (ハローワーク銚子 助成金担当)

ハローワーク木更津 開催時間 13:30～17:00

3(月)、17(月)、24(月)、31(月)

ハローワーク茂原 開催時間 9:00～17:00

4(火)、5(水)、11(火)、12(水)、18(火)、19(水)、25(火)、26(水)

ハローワーク船橋第一庁舎 開催時間 9:00～17:00

3(月)、5(水)、7(金)、12(水)、14(金)、17(月)、19(水)、21(金)、24(月)、26(水)、
28(金)、31(月)

【問合せ先】

厚生労働省委託事業

千葉働き方改革推進支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10千葉県教育会館本館4階

[電話] 0120-17-4864(土日祝、年末年始を除く)

[メール] kaikaku@tsubokawa.jp

